

2023年3月3日

さいたま市長
清水 勇人 様

民主改革さいたま市議団
団長 高柳 俊哉



障害者総合支援法「65歳問題」に関する要望書

民主改革さいたま市議団では、「歳を重ねても障害があっても地域で暮らせるまちに」という視点で取り組みを進めてきました。

ここでいう「65歳問題」というのは、障害福祉サービスを利用している方が65歳になった場合、障害福祉サービスに相当する介護保険サービスがある場合は介護保険サービスが優先されるという障害者総合支援法第7条の規定によって生じる様々な問題のことです。65歳になった障害者だけではなく介護保険の特定疾病に指定されている脳血管疾患等の疾病で要介護状態になった方の場合、65歳に達していなくても介護保険が適用され、同じ問題に直面します。

非課税所帯や生活保護等一定の要件を満たしている障害者は、障害福祉サービスでは自己負担が免除されていましたが、介護保険サービスに移行すると一割負担が求められます。一般就労が難しく、就労支援施設で得るわずかな工賃だけでは貯えもままならなかった障害者にとってこの一割負担は重荷です。また、障害福祉サービスと同等のサービスが受けられるとも限りません。65歳になったとたん本人の望むところでない暮らしを選ばざるを得なくなります。

昨年12月に障害者総合支援法が改正されましたが、その付帯決議に「高齢の障害者に対する介護保険優先原則の運用にあたっては、一律に介護保健サービスを優先するのではなく、重度訪問介護も含め、個々の障害者が必要とする支援を受けられるよう、地方公共団体に周知すること」とあります。

よって、さいたま市においては、以下のことについて十分配慮した取り組みを進めるよう強く要望するものです。

記

1. 高齢障害者が適切なサービスを受けられるように、本付帯決議の趣旨を区役所担当職員、ケアマネージャーに周知すること。
2. 特に重度訪問介護の適用について、利用者の希望に適切に対応すること。